

四十六 第65条の4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(許可等を要しない場合の不適用)</p> <p>65の4 - 5 国土利用計画法第14条第2項又は第23条第2項若しくは第27条の4第2項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定により同法第14条第1項に規定する都道府県知事の許可又は第23条第1項若しくは第27条の4第1項(第27条第1項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県知事への届出を要することなく譲渡した土地等については、措置法第65条の4第1項第3号の規定の適用はないことに留意する。</p>
(廃 止)	<p>(国土利用計画法による許可と異なる契約による譲渡)</p> <p>65の4 - 6 措置法第65条の4第1項第3号に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて買い取られる場合」とは、土地等が同項の規定による許可を受けた後において当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、その買い取られることとなった土地等の譲渡が当該許可の内容と異なる事項を約した売買契約(その買取価額が当該許可に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)に基づいて行われているときは、たとえ確定申告書等に措置法規則第22条の5第1項第3号から第5号までに掲げる書類が添付されていても、その売買契約に基づく土地等の譲渡については、措置法第65条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p>
(廃 止)	<p>(国土利用計画法による届出と異なる契約による譲渡)</p> <p>65の4 - 7 措置法第65条の4第1項第3号の国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして買い取られた場合とは、土地等が同項の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事から同法第27条の5第3項(第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下(1)において同じ。)以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、その買い取られることとなった土地等の譲渡が次に掲げる売買契約に基づき行われているときは、たとえ確定申告書等</p>

(宅地造成契約に基づく土地の交換等との関係)

65の4 - 5

(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)

65の4 - 665の4 - 6

(公募手続開始前の譲渡)

65の4 - 7

(会員を対象とする土地等の譲渡)

65の4 - 8

(2以上の3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)

65の4 - 9

(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第62条の3との適用関係)

65の4 - 10

(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係)

65の4 - 11 措置法第65条の4第1項第1号、第4号、第6号から第9号まで
.....

(休憩所等に類する施設の範囲)

65の4 - 12

(事業の区域の面積判定)

に措置法規則第22条の5第1項第3号から第5号までに掲げる書類が添付されていても、その売買契約に基づく土地等の譲渡については、措置法第65条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。

(1) 当該届出をした日から起算して6週間を経過した日の前日までの間に締結した売買契約

(2) 当該届出の内容と異なる事項を約した売買契約(その買取価額が当該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)

(宅地造成契約に基づく土地の交換等との関係)

65の4 - 8

(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)

65の4 - 965の4 - 7

(公募手続開始前の譲渡)

65の4 - 10

(会員を対象とする土地等の譲渡)

65の4 - 11

(2以上の3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)

65の4 - 12

(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第62条の3との適用関係)

65の4 - 13

(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係)

65の4 - 13の2 措置法第65条の4第1項第1号、第4号、第6号又は第7号
.....

(休憩所等に類する施設の範囲)

65の4 - 14

(事業の区域の面積判定)

65の4 - 13

(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)

65の4 - 14

(事業計画の変更等があった場合の一の特定住宅地造成事業等の判定)

65の4 - 15

(2以上の年にわたり収用対償地の買取りが行われた場合の適用)

65の4 - 16

65の4 - 15

(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)

65の4 - 16

(事業計画の変更等があった場合の一の特定住宅地造成事業等の判定)

65の4 - 17

(2以上の年にわたり収用対償地の買取りが行われた場合の適用)

65の4 - 18

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4 - 17

別表三 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
①都市基盤整備公団.....都市基盤整備公団.....	1都市基盤整備公団以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。)で、都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものをいう。 2
.....
②の2都市基盤整備公団...
②の3
②の4

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4 - 19

別表三 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
①住宅・都市整備公団.....住宅・都市整備公団.....	1住宅・都市整備公団以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。)で、都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地造成を行うことを主たる目的とするものをいう。 2
.....
③住宅・都市整備公団.....
④
⑤

(ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)					(ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	1項又は第27 条の8第1項 の勧告をしな かった旨を証 する書類の写 し				
<u>3の2</u> 土地区画 整理事業として 行われる一団の 宅地造成事業で 次に掲げる要件 を満たすものの 用に供するため に、平成6年1 月1日から平成 12年12月31日ま での間に買い取 られる場合()	(イ) (ロ) (ハ)				<u>7の2</u> 土地区画 整理事業として 行われる一団の 宅地造成事業で 次に掲げる要件 を満たすものの 用に供するため に、平成6年1 月1日から平成 9年12月31日ま での間に、国土 利用計画法第14 条第1項の規定 による許可を受 けて買い取られ る場合又は同法 第23条第1項の 規定による届出 をし、かつ、同 法第24条第1項 若しくは第27条 の4第1項の勧 告を受けなくて 買い取られる場 合()	(イ) (ロ) (ハ) <u>ニ) 上記の7の</u> <u>(イ)のA又はB</u> <u>に掲げる場合の</u> <u>区分に応じそれ</u> <u>ぞれA又はBに</u> <u>定める書類</u>	都道府 県知事 (指定 都市に あって はその 指定都 市の長)			
(イ) (ロ)					(イ) (ロ)					

(1)				
<u>③の3</u> 都市計画 区域内において 行われる一団の 住宅建設事業で 次に掲げる要件 を満たすもの の用に供するた めに、平成6年1 月1日から平成 12年12月31日 までの間に買い 取られる場合	(1)	
	(2)		
(1)				
(2)				
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
④都市基盤	

(1)				
<u>7の3</u> 都市計画 区域内において 行われる一団の 住宅建設事業で 次に掲げる要件 を満たすもの の用に供するた めに、平成6年1 月1日から平成 9年12月31日 までの間に、国 土利用計画法第 14条第1項の規 定による許可を 受けて買い取ら れる場合又は同 法第23条第1項 の規定による届 出をし、かつ、 同法第24条第1 項若しくは第27 条の4第1項の 勧告を受けない で買い取られる 場合	(1)	
	(2)		
(1) <u>上記⑦の(1)</u>	都道府			
のA又はBに掲	県知事			
げる場合の区分	(指定			
に応じそれぞれ	都市に			
A又はBに定め	あって			
る書類	はその			
	指定都			
	市の長			
)			
(1)				
(2)				
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
⑧住宅・都	

整備公園.....				
⑤	
⑥都市基 盤整備公園... ...
⑦
⑧
⑨中心市街 地整備推進機 構が中心市街地 整備改善活性化 法第7条第1項 に規定する特定 中心市街地の整 備のために中心 市街地整備改善 活性化法第6条 第1項に規定す る..... () () ()	
⑩	1 (1) (2) 2都市基 盤整備公園... ...

市整備公園.....				
⑧の2)	
⑨住宅・ 都市整備公園
⑩
⑪
⑫中心市街 地整備推進機構 が同法第7条第 1項に規定する 特定中心市街地 の整備のために 同法第6条第1 項に規定する... ... () () ()	
⑬	1 (1) (2) 2住宅・ 都市整備公園

				3.....
⑪	1
(i)				(1)
(j)				イ中
(k)				小企業総
A				合事業団
B
C				ロ
(c).....中小企				ハ中
業総合事業団				小企業総
法.....				合事業団
(d).....			
				(2)
				イ
				ロ
				2
				3
⑪の2 特定商業	1
集積の整備の促				(1)
進に関する特別				イ中
措置法（以下「				小企業総
特定商業集積整				合事業団
備促進法」とい			
う。第7条.....				ロ
				ハ中
				小企業総
				合事業団
			
				(2)
				イ
				ロ
				2

			3.....
⑭	1
(i)				(1)
(j)				イ中
(k)				小企業事
A				業団.....
B
C				ロ
(c).....中小企				ハ中
業事業団法...				小企業事
...				業団.....
(d).....			
				(2)
				イ
				ロ
				2
				3
⑭の2 特定商業	1
集積整備促進法				(1)
第7条.....				イ中
				小企業事
				業団.....
			
				ロ
				ハ中
				小企業事
				業団.....
			
				(2)
				イ
				ロ
				2

				(1) (2) <u>特定</u> <u>商業集積整</u> <u>備促進法第</u> <u>3条第3項</u>
--	--	--	--	---

				(1) (2) <u>特定</u> <u>商業集積の</u> <u>促進に關す</u> <u>る特別措置</u> <u>法第3条第</u> <u>3項.....</u>
--	--	--	--	--